

第 8 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成30年3月13日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 8 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成30年3月13日(火曜日)

午前9時57分開議

午前11時50分閉会

本日の会議に付した事件

議案第45号 平成30年度熊本県一般会計予算

議案第50号 平成30年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち

議案第51号 平成30年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち

議案第52号 平成30年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

議案第57号 平成30年度熊本県流域下水道事業特別会計予算

議案第92号 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第93号 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第94号 熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第95号 熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第96号 熊本県建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

① 熊本地震等の災害復旧事業等の進捗状況について

② 益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業について

③ JR鹿児島本線等連続立体交差事業について

④ 球磨川治水対策協議会について

⑤ 阿蘇山直轄砂防事業の「新規事業採

択時評価」について

⑥ 土砂災害警戒区域等の指定について

⑦ 東部支援学校(仮称)整備事業の進捗状況について

⑧ 建築関連工事の円滑な施工に向けた取組みについて

平成29年度建設常任委員会における取り組みの成果について

出席委員(6人)

委員長 淵 上 陽 一

副委員長 内 野 幸 喜

委員 坂 田 孝 志

委員 森 浩 二

委員 松 村 秀 逸

委員 大 平 雄 一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 手 島 健 司

政策審議監 成 富 守

道路都市局長 宮 部 静 夫

建築住宅局長 清 水 照 親

監理課長 藤 本 正 浩

用地対策課長 西 浦 一 義

土木技術管理課長 吉 良 忠 暢

首席審議員

兼道路整備課長 上 野 晋 也

道路保全課長 長 井 英 治

都市計画課長 坂 井 秀 一

下水環境課長 渡 辺 哲 也

河川課長 丸 尾 昭

港湾課長 亀 崎 直 隆

砂防課長 松 永 清 文

建築課長 上 妻 清 人
営繕課長 井 手 秀 逸
住宅課長 小路永 守
政策監 尾 上 佑 介

事務局職員出席者

議事課参事 小 池 二 郎
政務調査課主幹 佐 藤 誠

午前9時57分開議

○淵上陽一委員長 それでは、ただいまから第8回建設常任委員会を開会します。

本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託されました議案を議題とし、議案について執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

まず、土木部長から総括説明を行い、続いて付託議案について担当課長から順次説明をお願いします。初めに、手島土木部長。

○手島土木部長 まず、議案関係の説明に先立ち、益城町木山地区の土地区画整理事業について御報告いたします。

3月5日に開催されました益城町都市計画審議会において、益城町中央被災市街地復興土地区画整理事業に係る都市計画案が可決され、3月8日に町の都市計画決定が行われたところでございます。

今後、被災市街地復興特別措置法に基づく県と益城町との協議を踏まえ、3月16日に施行協定を締結し、県で施行していくこととしております。

11月補正予算に計上しておりました土地区画整理事業費につきましても、今後、執行していくこととなります。

また、県の当事業に係る平成30年度の予算

及び組織体制につきましては、今後準備していくこととしております。

引き続き、益城町の復興に取り組んでまいります。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、平成30年度当初予算関係議案5件、条例等関係議案5件でございます。

まず、平成30年度当初予算の概要について御説明いたします。

一般会計の予算額は、970億7,200万円余、対前年度比92.7%を計上しております。

特別会計は、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計、用地先行取得事業特別会計及び流域下水道事業特別会計の4つの特別会計合計で98億7,800万円余、対前年度比118.7%を計上しております。

土木部の一般会計及び特別会計を合わせた予算総額は、1,069億5,000万円余、対前年度比は94.6%となります。

歳出予算の主な内容について御説明いたします。

熊本地震等からの復旧、復興を加速化し、熊本のさらなる発展を実現するため、熊本復旧・復興4カ年戦略の4つの取り組みの方向性に沿って御説明いたします。

まず、安心で希望に満ちた暮らしの創造についてです。

復旧、復興に向けた最重要課題である住まいの再建について、災害公営住宅の建設支援や住宅の耐震化を促進するとともに、土砂災害から住民の生命、財産を保護するため、土砂災害防止施設の整備を推進いたします。

また、熊本地震発生後に行った県内全域の調査により、新たに確認された約6,000カ所の土砂災害警戒区域等の指定対象箇所について、基礎調査を実施してまいります。

次に、未来へつなぐ資産の創造についてで

す。

公共土木施設の早期復旧に加え、災害に負けない基盤づくりとして、九州の縦軸、横軸となる九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、中九州横断道路及び有明海沿岸道路（Ⅱ期）の整備を着実に進めてまいります。

地域高規格道路である熊本天草幹線道路については、大矢野バイパスが5月20日に開通する運びとなりました。引き続き、本渡道路の早期完成に向け取り組んでまいります。

また、熊本都市圏東部地域の復興まちづくりを加速化させるため、県道熊本高森線の4車線化及び今後予算化する土地区画整理事業を着実に進めてまいります。

このほか、JR鹿児島本線等連続立体交差事業については、3月17日に全線の高架化が完了します。

熊本駅周辺地域の交通の円滑化や地域の一体化、都市機能向上につながるものと期待しております。

次に、次代を担う力強い地域産業の創造についてです。

建設業界や教育機関と連携し、就職活動を控えた高校生に県内建設企業を紹介する新たなフェアを開催するなど、建設産業への理解促進や魅力の発信を行い、県内建設産業の人材確保、育成を引き続き促進してまいります。

次に、世界とつながる新たな熊本の創造についてです。

八代港については、去る2月8日に、ロイヤル・カリビアン・クルーズ社とクルーズ拠点形成協定を締結しました。

引き続き、国、ロイヤル・カリビアン社、地元八代市などと緊密な連携のもと、着実に取り組んでまいります。

また、2019年に本県で開催するラグビーワールドカップ、そして女子ハンドボール世界選手権大会を見据え、競技会場やその周辺、アクセス道路等の沿道景観の改善を進めてま

いります。

以上が熊本復旧・復興4カ年戦略に基づいた土木部における歳出予算の主な内容でございます。

次に、条例等議案につきましては、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定外4件の条例改正議案の御審議をお願いしております。

その他報告事項につきましては、熊本地震等の災害復旧事業等の進捗状況についてのほか7件を御報告させていただきます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

今後とも、各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○淵上陽一委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料としまして、建設常任委員会説明資料1冊、参考資料1冊、その他報告事項としまして8件の報告資料を準備しております。

また、平成30年度主要事業及び新規事業一覧と、平成30年度公共事業等費用負担調書については参考としてお配りしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料をお願いいたします。

平成30年度当初予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。

平成30年度当初予算資料でございます。

上の表1段目の本年度予算額ですが、合計欄に記載しておりますとおり1,069億5,000万円余で、対前年度比94.6%となっております。

す。

内訳としましては、左から一般会計の普通建設事業として、補助事業で468億6,300万円余、単独事業で179億1,500万円余、直轄事業で117億4,000万円余となっております。

次に、災害復旧事業として、補助事業で97億4,400万円余、単独事業で1億円となっております。

投資的経費計としまして、863億6,200万円余で、対前年度比91.8%となっております。

消費的経費としまして、107億1,000万円余で、対前年度比101.4%となっております。

一般会計計としましては、970億7,200万円余で、対前年度比92.7%となっております。

右側の特別会計では、投資的経費で38億200万円余、消費的経費で60億7,500万円余、特別会計としまして、98億7,800万円余で、対前年度比118.7%となっております。

一般会計、特別会計を合わせました予算額は、右側の合計欄のとおり1,069億5,000万円余となります。

次に、2ページをお願いいたします。

平成30年度当初予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、各課ごとの予算額とともに、右側に本年度当初予算額の財源内訳を記載しております。

表の最下段のとおり、土木部合計欄をごらんください。

国支出金が303億7,600万円余、地方債が449億500万円、その他が167億2,100万円余、一般財源が149億4,700万円余となっております。

以上が、土木部全体の予算額でございます。

引き続き、3ページをお願いいたします。

このページ以降、各課の当初予算の詳細を記載しております。なお、説明欄には通常もしくは熊本地震関連と、それぞれ分けて内容を記載しております。

それでは、監理課の予算について主なもの

を説明させていただきます。

2段目の職員給与費でございます。職員の給与費につきましては、2月補正予算と同様に、職員給与費または事業費の職員給与費として、全ての課に出てまいりますので、監理課から代表して説明させていただきます、各課からの説明は割愛させていただきます。

監理課関係分といたしましては、4億6,000万円余を計上しております。

なお、記載はしていませんが、土木部全体の職員の給与費は59億3,600万円余を計上しております。

次に、4段目の管理事務費でございます。4億7,600万円余を計上しております。

主なものとしましては、熊本地震関連で、県外及び県内市町村からの派遣職員の人件費に係る負担金を計上しております。

以降、本負担金については、関係各課においても同様に所要額を計上しておりますので、各課からの説明は割愛させていただきます。

なお、記載はしていませんが、土木部全体で5億7,600万円余を計上しております。

次に、6段目の、公物・公告物管理指導費でございます。5,500万円余を計上しております。これは、各広域本部、地域振興局土木部所管の公物・公告物管理指導に要する経費でございます。

次に、7段目の土木行政情報システム費でございますが、8,400万円余を計上しております。これは、CALS/EC事業、電子入札システムに要する経費でございます。

次に、9段目の建設業費でございます。2,400万円余を計上しております。これは、建設業許可事務関係等に要する経費でございます。

4ページをお願いいたします。

3段目の建設産業支援事業費でございますが、6,100万円余を計上しております。これは、主なものとしまして、建設産業における

若年技能者の雇用促進に要する経費、建設産業のPRを行うイメージアップ戦略事業に要する経費、若手技術者等の育成支援に要する経費、新分野進出の支援に要する経費となっております。

また、熊本地震関連として、建設産業若手人材確保緊急対策事業を新規に計上しております。

以上、監理課の一般会計予算は、合計で11億6,900万円余でございます。

監理課からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

○西浦用地対策課長 用地対策課でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

主なものについて説明いたします。

3段目の収用委員会費でございますが、2,900万円余を計上しております。

これは、収用委員7名の報酬と収用委員会が実施する物件調査等に要する経費でございます。

一般会計の予算額は、最下段に記載のとおり、合計で1億800万円余を計上しております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計でございます。

この用地先行取得事業特別会計は、早期の用地取得を行い、事業を円滑に推進するために、特別会計を使ってあらかじめ取得し、当年度に一般会計において買い戻す制度です。現在、熊本天草幹線道路・本渡道路、県道熊本高森線の2つの事業で活用しております。

1段目の道路新設改良費は、熊本天草幹線道路の用地補償費として12億円、3段目の街路事業費は、県道熊本高森線の用地補償費として7億3,000万円、合わせまして19億3,000万円を計上しております。

6段目の元金は、平成29年度に2つの事業

において取得した分の起債償還元金として4億6,400万円余、7段目の利子は、同様に平成29年度分の起債償還利子として400万円余、合わせまして4億6,800万円余を計上しております。

用地先行取得事業特別会計の予算額は、最下段の記載のとおり、合計で23億9,800万円余を計上しております。

用地対策課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○吉良土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

7ページをお願いします。

土木技術管理課分は、全て通常分でございます。主だった予算について御説明させていただきます。

まず、上から3段目の土木業務推進費として1,400万円余を計上しています。

これは、土木部職員の技術力向上を図るための研修費負担金と県内建設技術者に対する建設事業に関する技術及び業務の知識習得等に向けた研修委託費でございます。

次に、上から5段目の土木行政情報システム費として、6,800万円余を計上しています。

これは、工事の発注、監督、検査及びこれらの進行管理に必要な土木積算システム、工事進行管理システム、電子納品・情報交換共有システムに関する維持管理費等でございます。

以上、最下段のとおり、土木技術管理課の当初予算は2億300万円余でございます。

土木技術管理課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○上野道路整備課長 道路整備課でございます。

資料の9ページをお願いいたします。

主な事業を御説明いたします。

初めに、上から3段目の国直轄事業負担金ですが、43億2,400万円余を計上しております。

これは、九州中央自動車道などの整備を行う国直轄事業に対する県負担金でございます。

次に、下から2段目の道路改築費ですが、21億5,500万円余を計上しております。

これは、熊本天草幹線道路の国道324号本渡道路の整備を予定しております。

最下段の単県道路改築費ですが、18億2,700万円余を計上しております。

通常分といたしまして、日田鹿本線ほか73カ所の整備を予定しております。

また、熊本地震関連として、南阿蘇村の長陽大橋を通り、阿蘇市赤水方面へ向かうルートとなる河陰阿蘇線の整備を予定しております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

上から1段目の地域道路改築費ですが、96億900万円余を計上しております。

通常分として、新八代駅停車場線ほか89カ所について整備を予定しております。

また、熊本地震関連として、道路の多重性を確保するため、小池竜田線ほか2カ所の整備を予定しております。

次に、上から4段目の道路施設保全改築費の橋りょう補修分ですが、24億8,000万円余を計上しております。

通常分として、国道501号の新大浜橋ほか59カ所を予定しております。

また、熊本地震関連として、緊急輸送道路である八代不知火線の金剛橋ほか4カ所の耐震補強を予定しております。

下から2段目の単県橋りょう補修費ですが、5億4,000万円余を計上しております。

これは、比較的小規模な橋梁の補修・補強等を行う経費で、県道部田見木葉線の第一白木橋ほか39カ所を予定しております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

上から2段目の地方道路整備臨時貸付金元金ですが、2億7,600万円余を計上しております。

これは、道路事業の地方負担の一般財源を対象として、平成20年度から平成24年度に無利子で借り入れた分の償還金でございます。

以上、道路整備課の平成30年度当初予算額は、最下段のとおり、216億6,000万円余となります。

最後に、工事に伴う債務負担行為の設定を2カ所お願いしております。

恐れ入りますが、9ページにお戻りください。

1つ目は、下から2段目、道路改築費の国道324号、第二天草瀬戸大橋の下部工工事でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

2つ目は、上から1段目の地域道路改築費の国道445号、九折瀬橋の上部工工事でございます。

道路整備課は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○長井道路保全課長 道路保全課でございます。

資料の13ページをお願いします。

当初予算について、主なものについて御説明いたします。

まず、1段目の道路橋りょう総務費で、12億3,400万円余を計上しています。

主なものについて説明いたします。

上から3段目の道路管理費は、道路損害賠償責任保険などの管理事業や道路台帳補正などの道路調査事業等に要する経費で、4,300万円余を計上しています。

次に、下から2段目の道路維持費で、49億700万円余を計上しております。

主なものについて、御説明いたします。

最下段の単県道路災害防除費は、落石対策等の防災対策工事に要する費用で、熊本地震関連の3億5,900万円余を含めまして7億1,700万円余を計上しています。

次に、14ページをお願いします。

1段目の単県道路修繕費は、道路パトロールや街路樹の剪定、除草及び施設修繕などを行うための経費で、熊本地震関連の1億3,400万円余を含めまして、37億9,700万円余を計上しています。

次に、2段目の単県道路環境整備事業費は、沿道景観や緑化環境、将来のメンテナンスコストを重視した植栽構造の改善を行うための経費で、2億1,100万円余を計上しています。

3段目の単県交通安全施設等整備事業費は、通学路などの歩道整備や道路案内標識の整備を行うための経費で、熊本地震関連の2,100万円余を含めまして、2億2,900万円余を計上しています。

次に、4段目の道路新設改良費で、93億4,000万円余を計上しております。

主なものについて、御説明いたします。

最下段の道路舗装費は、舗装補修事業、側溝整備事業、旧道移管事業を行うための経費で、熊本地震関連の10億400万円余を含めまして、27億9,300万円余を計上しています。

次に、15ページをお願いします。

1段目の道路施設保全改築費は、道路災害防除事業、交通安全施設等整備、舗装補修などを行うための経費で、熊本地震関連の4億3,300万円余を含めまして、68億9,900万円余を計上しています。

以上、最下段のとおり、道路保全課の平成30年度当初予算総額は、154億8,200万円余となります。

道路保全課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございま

す。

資料17ページをお願いします。

主なものについて御説明します。

初めに、上から4段目の景観整備推進費でございますが、2,800万円余を計上しております。

これは、緑化景観対策や民間施設の緑化推進などに要する経費でございます。

次に、下から4段目の公園維持費でございますが、1億9,000万円余を計上しております。

これは、テクノ中央緑地や水俣広域公園など管理委託等に要する経費でございます。

18ページをお願いします。

上から1段目の都市計画調査費でございますが、5,700万円余を計上しております。

これは、都市計画の決定、変更に向けた調査検討に要する経費でございます。

上から2段目の連続立体交差事業費でございますが、8億5,500万円余を計上しております。

これは、主に熊本駅舎整備、在来線施設撤去工事に要する経費でございます。

来る3月17日には、JR鹿兒島本線、豊肥本線の高架化が完了しますので、前年度から減額となっております。

次に、上から4段目の単県街路促進事業費及び5段目の街路整備事業費でございますが、単県街路促進事業費は1億1,300万円余を、街路整備事業費は33億7,800万円余を計上しております。

これは、都市計画道路の整備及び整備中の維持管理等に要する経費でございます。

その主な内訳としまして、説明欄のとおり、通常費として、長洲玉名線や南部幹線等に単県街路促進事業費で4,900万円余、街路整備事業費で3億7,800万円余、熊本地震関連として、益城中央線、県道熊本高森線ですが、単県街路促進事業費で6,400万円、街路整備事業費で30億円を計上しております。

下から2段目の都市公園整備事業費でございますが、4億4,100万円余を計上しております。

これは、都市公園の整備等に要する経費でございます。

その主な内訳といたしまして、説明欄のとおり、通常費として、熊本県民総合運動公園ほか3カ所の改修に3億4,100万円余、また地震関連として、広域防災拠点として機能強化を図るため、熊本県民総合運動公園内のえがお健康スタジアム及びパークドームの耐震機能等の調査検討を行います。その経費として、6,000万円を計上しております。

19ページをお願いします。

上から2段目の地方道路整備臨時貸付金元金の償還金として、2,900万円余を計上しております。これは、平成21年度から平成24年度に国から無利子で借り入れた分の償還でございます。

以上、最下段にありますとおり、都市計画課の平成30年度当初予算の総額は53億8,000万円余でございます。

都市計画課は以上でございます。よろしくをお願いします。

○渡辺下水環境課長 下水環境課でございます。

下水環境課は、一般会計と流域下水道事業特別会計に分かれておりますので、まず一般会計から主なものについて御説明いたします。

資料の21ページをお願いいたします。

上から4段目の一般廃棄物等対策費では、右側の説明欄記載のとおり、浄化槽整備事業の通常分1億8,200万円余、熊本地震関連分8,400万円余などで、計2億6,700万円余を計上しております。

これは、主に浄化槽の設置者に補助を行う市町村に助成を行うものでございます。

資料の22ページをお願いいたします。

上から3段目の団体営農業集落排水事業費では1億9,000万円余、下から4段目の漁業集落環境整備事業費では1億4,800万円余を計上しております。これは、市町村が実施する事業に対する国からの交付金を一旦県が受け入れ、再交付する間接補助に要する経費でございます。

資料の23ページをお願いいたします。

下から3段目の特別会計繰出金では、3億5,600万円余を計上しております。

これは、流域下水道事業特別会計における公債費等の財源充当のための繰出金でございます。

以上、一般会計の総額は、資料の最下段にありますとおり、10億9,000万円余でございます。

次に、流域下水道事業特別会計の主なものについて御説明いたします。

資料の24ページをお願いいたします。

本県では、3つの流域下水道事業を管理運営しておりますが、まず熊本市、合志市、菊陽町を対象とする熊本北部流域下水道事業につきまして、上から3段目に、下水処理を行うための維持管理費9億5,900万円余を計上しております。

また、右側の説明欄でございますが、地方公営企業法を適用するに当たり、公営企業会計システムを導入するため、平成31年度に2,252万円を限度額とする債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、下から4段目の熊本北部流域下水道建設費では、2億8,300万円を計上しております。

これは、処理場の改築更新及び管渠の耐震対策等に要する費用でございます。

続きまして、あさぎり町など上球磨4町1村を対象とする球磨川上流流域下水道事業につきまして、下から2段目に、維持管理費2億4,400万円余を計上しております。

資料の25ページをお願いいたします。

上から2段目の球磨川上流流域下水道建設費では、3億4,400万円余を計上しております。

これは、処理場の電気機械設備の改築更新、耐震対策等に要する費用でございます。

また、右側の説明欄でございますが、電気機械設備等の改築更新工事について、平成31年度に1億8,720万円を限度額とする債務負担行為の設定をお願いしております。

続きまして、八代市、宇城市、氷川町を対象とする八代北部流域下水道事業につきまして、上から4段目に、維持管理費2億5,100万円余を計上しております。

下から3段目の八代北部流域下水道建設費では、3億6,700万円を計上しております。

これは、処理場の中央監視制御設備等の改築更新及び~~管渠~~の耐震対策等に要する費用でございます。

また、右側の説明欄でございますが、中央監視制御設備等の更新工事について、平成31年度に9億240万円を限度額とする債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、下から2段目の八代北部流域下水道建設費(単独事業)では、4,500万円余を計上しております。

これは、河川改修工事による橋梁つけかえに伴う下水管渠工事費に係る費用でございます。

資料の26ページをお願いいたします。

上から1段目の元金6億600万円余及び上から2段目の利子1億1,400万円余は、平成30年度に償還する下水道事業債の公債費でございます。

以上、流域下水道事業特別会計の総額は、最下段にありますとおり32億6,500万円余でございます。

下水環境課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○丸尾河川課長 河川課でございます。

資料の27ページをお願いいたします。

まず、1段目の河川海岸総務費で、61億3,100万円余を計上しております。

主な内訳でございますが、上から4段目の国直轄事業負担金で34億1,700万円余を計上しております。

これは、河川改修事業等の国直轄事業に対する負担金でございます。

次に、2つ下の段の河川海岸維持修繕費で、4億3,500万円を計上しております。

これは、河川及び海岸施設の点検や維持修繕に係る費用でございます。

次に、下から2段目の河川掘削事業費といたしまして、熊本地震後の白川の土砂掘削を行う熊本地震関連の1億7,500万円を含めまして、河川掘削費7億2,300万円余を計上しております。

最下段のダム管理運営費で、2億4,900万円余を計上しております。

これは、市房ダムなど、土木部が管理する6つのダムの管理運営費でございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。

上から3段目の河川改良費で、60億8,500万円余を計上しております。

主な内訳として、次の段の河川改修事業費で、28億2,100万円余を計上しております。

これは、交付金事業による白川ほか16カ所の河川改修費用でございます。

次に、下から4段目の堰堤改良費で、4億5,000万円を計上しております。

これは、市房ダムほか1カ所の設備更新を行うものでございます。

下から3段目の河川等災害関連事業費で、1億9,300万円余を計上しております。

これは、道路等の災害復旧事業とあわせて行う改良復旧工事に要する費用でございます。

次に、下から2段目の単県河川改良費として、5億6,100万円余を計上しております。

これは、県単独事業で行う河川改良に要する費用でございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

1段目で、単県ダム改良費といたしまして、1億8,700万円余を計上しております。

こちら県単独事業で行うダム関連事業に要する費用でございます。

次に、2段目の単県河川等災害関連事業費で、熊本地震関連の15億9,200万円を含めまして20億4,400万円を計上しております。

これは、地震や豪雨で被災し、補助災害復旧事業で行う復旧箇所隣接する箇所の改修や補強工事を行う費用で、両事業をあわせて一連区間の治水、砂防、道路等の機能の確保や再度災害防止を図るためのものがございます。

次に、3段目の海岸保全費で、4億7,700万円余を計上しております。

これは、交付金事業及び県単独事業で、海岸保全施設の整備や老朽化対策等を行うための費用でございます。

次に、下から2段目の水防活動費で、3,600万円余を計上しております。

これは、水位計や雨量計など、水防、観測機器の運用、保守点検を行う費用でございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

1段目の河川等補助災害復旧費で、97億2,700万円余を計上しております。

主な内訳でございますが、3段目の過年発生国庫補助災害復旧費で、熊本地震関連として、28年度の熊本地震により発生した道路や河川等の公共土木施設補助災害の3カ年目の復旧費用57億6,200万円余を含めまして、67億1,200万円余を計上しております。

また、次の段の現年発生国庫補助災害復旧費で、9億3,000万円余を計上しております。

これは、30年度の公共土木施設災害の復旧費用として、待ち受け予算となります。

次の段で、河川等災害復旧受託事業費として、20億4,200万円余を計上しております。

これは、益城町等から受託して行う橋梁等災害復旧事業の復旧費用になります。

次に、下から3段目の災害復旧事業設計調査費で、1億円を計上しております。

これは、災害復旧に必要な調査、測量設計費で、待ち受け予算でございます。

以上、平成30年度の河川課の当初予算の合計は、最下段のとおり225億5,800万円余となります。

河川課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○亀崎港湾課長 港湾課でございます。

資料の31ページをお願いします。

港湾課では、一般会計、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計がございます。

まず、一般会計から御説明します。

1段目の港湾管理費として、3億1,400万円余を計上しております。

主な内訳は、4段目の海岸諸費でございますが、排水施設等の海岸施設の維持管理に要する経費として、1,100万円余を計上しております。

7段目の港湾利用促進事業費で、八代港の国際クルーズ拠点形成協定に基づく事業の推進に要する経費といたしまして、900万円余を計上しております。

次に、下から4段目の港湾建設費として、56億4,500万円余を計上しております。

主な内訳は、次の段の重要港湾改修事業費で、7億8,900万円余を計上しております。

これは、八代港のクルーズ拠点整備において、県が施行する大型バス駐車場や歩行者用通路等の施設整備に要する経費でございます。

次の段の海岸高潮対策事業費で、熊本地震関連の百貫港海岸1億2,400万円余を含め、1億4,700万円余を計上しております。

これは、津波、高潮発生時に備え、海岸堤防等の海岸保全施設の防災機能を確保するための調査及び改修を行うものでございます。

最下段の単県港湾修築事業費で、1億300万円余を計上しております。

これは、県管理港湾における小規模な港湾施設の改良補修等に要する経費でございます。

32ページをお願いします。

2段目の港湾施設保安対策事業費で、1億2,200万円余を計上しております。

これは、国際港湾施設の保安対策として、八代港、熊本港、三角港における国際埠頭の警備業務や八代港におけるクルーズ拠点整備等に伴うフェンスや監視カメラの整備などに要する経費です。

3段目の国直轄事業負担金でございますが、熊本港、八代港において国が実施する事業の県負担として、22億4,500万円余を計上しております。

4段目の港湾環境整備事業費で、熊本港における航路等のしゅんせつに伴う土砂処分場の整備に要する経費として、2億800万円を計上しております。

5段目の単県港湾整備事業費で、9億円余を計上しております。

これは、右側の説明欄にありますように、単県港湾維持浚渫事業として、長洲港ほか5港におきまして、宅地や航路のしゅんせつ事業を実施するほか、港湾利活用促進事業として、八代港におけるクルーズ船寄港時の夜間照明等に要する経費です。

次の段の港湾補修事業費で、11億6,200万円余を計上しております。

これは、八代港ほか16港において港湾施設の改良補修等を行うものです。

次に、下から2段目の空港管理費として、

2億9,200万円余を計上しております。

これは、空港管理運用、空港消防、気象観測など、天草空港の管理運営費として2億100万円余を、また、老朽化した設備の修繕や機器更新など、修繕費として9,100万円余でございます。

33ページをお願いします。

4段目の港湾整備事業特別会計繰出金で、港湾整備事業特別会計における起債償還の財源に充てるために、一般会計からの繰出金としまして、10億700万円余を計上しております。

以上、港湾課の一般会計としまして、最下段のとおり、72億7,200万円余を計上しております。

34ページをお願いします。

港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

1段目の施設管理費として、6億3,500万円余を計上しております。

内訳は、2段目の施設管理費で、4億4,700万円余を計上しております。

これは、右側説明欄に記載のとおり、各港の管理事務所などにおける施設管理諸費として2億8,500万円余、クルーズ船寄港時に港湾管理上必要となる警備業務等を行うための経費として6,200万円余などでございます。

次に、3段目の港湾修築費として、1億8,800万円を計上しております。

これは、港湾施設の維持修繕を行うものでございます。

次に、5段目の県管理港湾施設整備事業費で、1億2,000万円を計上しております。

これは、八代港のコンテナターミナルの管理棟などの整備に要する経費でございます。

次に、下から4段目に、公債費としまして、起債償還の元金と利子を合わせまして33億1,200万円余を計上しております。

下から3段目の一般会計繰出金で、一般会計からの借入金の償還として、8,200万円余

を計上しております。

以上、港湾整備事業特別会計につきましては、最下段のとおり41億4,900万円余を計上しております。

続いて、臨海工業用地造成事業特別会計について御説明いたします。

35ページをお願いします。

2段目の漁業振興費として、5,000万円を計上しております。

これは、熊本港周辺海域における漁場の振興を図るため、漁場の整備や稚魚の放流などを行うものです。

3段目の熊本港臨海用地造成事業費で、熊本港臨海用地の管理等に要する費用として、1,300万円余を計上しております。

以上、臨海工業用地造成事業特別会計につきましては、最下段のとおり6,300万円余を計上しております。

港湾課は以上です。よろしくお願ひいたします。

○松永砂防課長 砂防課でございます。

資料の37ページをお願いします。

主な内訳について御説明いたします。

まず、5段目の通常砂防事業費で、熊本地震関連の2億2,300万円余を含めまして、7億7,300万円余を計上しております。

これは、通常分として、芦北町の村木川ほか12カ所、熊本地震関連分として、甲佐町の坂本川における土砂災害防止のための砂防堰堤等の整備に要する経費でございます。

次に、下から3段目の急傾斜地崩壊対策事業費で、熊本地震関連の3億8,600万円余を含めまして、12億400万円余を計上しております。

これは、通常分として、八代市の板持地区ほか23カ所、熊本地震関連分として、南小国町の高鼻地区ほか4カ所における崖崩れ災害防止のための擁壁工等の整備に要する経費でございます。

38ページをお願いいたします。

4段目の国直轄事業負担金で、熊本地震関連の15億5,900万円余を含めまして、17億5,100万円余を計上しています。

これは、通常分として、川辺川流域、熊本地震関連分として、阿蘇大橋地区及び阿蘇地域における国直轄事業に対する県負担金でございます。

次に、5段目の災害関連緊急地すべり対策事業費で、19億5,400万円余、6段目の災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費で、32億3,500万円余、7段目の災害関連緊急砂防事業費で、16億2,200万円余を計上しております。

これらは、阿蘇市等における熊本地震による土砂の崩壊等に緊急に対応するための砂防設備等の整備に要する経費でございます。

平成28年度予算において計上していた災害関連緊急事業費のうち、用地取得の難航等によって、繰越期間となる今年度中に工事の契約ができないものについては、事故繰越ができないことから、平成30年度予算として使用できるようつけかえを行うものです。

次に、下から2段目の砂防激甚災害対策特別緊急事業費で、6億5,800万円余を計上しております。

これは、南阿蘇村の立野川1ほか2カ所の土石流等による激甚な災害が発生した溪流等における再度災害防止のための砂防施設整備に要する経費でございます。

次に、最下段の地すべり激甚災害対策特別緊急事業費で、6億4,700万円余を計上しております。

これは、南阿蘇村の火の鳥温泉地区ほか1カ所の、地すべりによる激甚な災害が発生した箇所における再度災害防止のための地すべり対策施設整備に要する経費でございます。

39ページをお願いいたします。

1段目の火山砂防事業費で、熊本地震関連の1,500万円余を含めまして、16億6,100万円

余を計上しております。

これは、通常分として、球磨村の柳詰2ほか25カ所、熊本地震関連分として、大津町の外牧川ほか4カ所における砂防堰堤等の整備や、阿蘇山の火山噴火警戒避難対策に要する経費でございます。

次に、4段目の土砂災害警戒避難対策事業費で、熊本地震関連の12億3,300万円余を含めまして、13億4,800万円余を計上しております。

これは、通常分として、警戒避難体制の強化のための情報基盤事業に要する経費、熊本地震関連分として、砂防関係基礎調査事業による土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査に要する経費や、土砂災害特別警戒区域内の住居の安全な区域への移転に対する助成に要する経費でございます。

以上、最下段のとおり、砂防課の平成30年度当初予算の合計は、159億5,100万円余となります。

砂防課は以上です。よろしくお願いいたします。

○上妻建築課長 建築課でございます。

資料の41ページをお願いいたします。

主なものにつきまして御説明いたします。

まず、土木総務費で4億800万円余を計上しています。

このうち、5段目のくまもとアートポリス推進費でございますが、1,200万円余を計上しております。

これは、アートポリス事業の運営、企画等に要する経費でございます。

次に、6段目の建築指導費で、3億8,800万円余を計上しています。

このうち、7段目の建築基準行政費でございますが、これは、建築基準の指導及び建築物の防災対策を推進するための経費並びに住宅の耐震診断に要する経費等でございます。

熊本地震関連の2億7,900万円余を含めま

して、3億4,000万円余を計上しております。

最下段の宅地開発対策費でございますが、これは、宅地開発指導費等に要する経費及び宅地耐震化推進事業に要する経費でございます。

熊本地震関連の1,400万円余を含めまして、1,600万円余を計上しております。

次に、42ページをお願いいたします。

1段目のがけ地近接等危険住宅移転事業費でございますが、これは、崖地近接等区域や土砂災害特別警戒区域からの移転促進を実施する市町村に対する補助を行うものでございます。

熊本地震関連の2,300万円を含めまして、2,500万円を計上しております。

以上、建築課分としましては、最下段のとおり7億9,700万円余を計上しております。

建築課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○井手営繕課長 営繕課でございます。

資料の43ページをお願いいたします。

4段目の営繕管理費ですが、4億4,300万円余を計上しております。

これは、外壁改修や防水改修などの小規模な工事で、県有施設の保全改修等に要する経費でございます。

なお、大規模な改修工事や新築工事につきましては、各施設の所管課が別途予算要求を行い、営繕課に施行依頼が行われます。

以上、営繕課分としまして、最下段のとおり6億4,400万円余を計上しております。

営繕課は以上です。よろしくお願いいたします。

○小路永住宅課長 住宅課でございます。

資料の45ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、住宅管理費で10億3,900万円余を計

上しております。

このうち、上から3段目の公営住宅維持管理費は、公営住宅維持補修費や管理事務費などで、熊本地震関連の7,000万円を含む1億4,600万円余を計上しております。

次に、下から4段目の住宅建設費で37億1,400万円余を計上しております。

46ページをお願いいたします。

上から1段目の公営住宅ストック総合改善事業費は、県営住宅を有効活用するため、計画的な改修に要する経費で、8億1,400万円余を計上しております。

次に、3段目の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費は、高齢者向け住宅に対する家賃や整備費の補助に要する経費で、熊本地震関連分8,000万円を含む2億4,400万円余を計上しております。

次に、4段目の住宅再建支援費は、熊本地震で被災した住宅の再建等に係る既往債務残高の利子相当分への補助に要する経費で、4,000万円を計上しております。

次に、5段目の災害公営住宅整備事業費は、市町村からの受託により実施する災害公営住宅の整備に要する経費で、26億円を計上しております。

以上、最下段のとおり、住宅課の平成30年度当初予算総額は47億5,300万円余となります。

住宅課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○長井道路保全課長 道路保全課でございます。

議案第92号熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、説明資料の47ページから52ページまでとなります。

内容につきましては、52ページの概要と別冊参考資料の新旧対照表にて御説明いたします。

まず、資料の52ページの概要をごらんください。

1、条例の名称は、熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

2、制定改廃の必要性は、社会・経済情勢の変化に鑑み、道路を占用する場合の占用料の額等を見直す必要があるということでございます。

3、内容は、(1)、別表で定めている道路を占用する場合の占用料を改定する、(2)、別表で定めている所在区分を変更する、(3)、占用面積の端数処理方法を変更するというものでございます。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行し、必要な経過措置を附則にて定めております。

道路使用の対価であります占用料の額につきましては、民間における地価水準、これは固定資産税評価額のことになりますが、それと地価に対する賃料の水準等の変動等を反映した適切なものとするため、適宜、見直しを行う必要がございます。

今回の改定の経緯でございますが、平成27年度に行われた固定資産税評価額の評価がえ等を踏まえまして、平成29年1月に国が占用料の額を改定の上、平成29年度から施行しましたので、これに合わせて本県も改定を行うものでございます。

従来から、国の占用料の額が改定された後に、九州各県で構成する九州地区道路占用料改定検討会を開催し、そこで設定された占用料の額を採用して本県も改定してきており、今回も同様に改定するものでございます。

次に、別冊の参考資料、新旧対照表の6ページをごらんください。

6ページの上の表の備考ですが、備考の中の右の(2)のアンダーラインをごらんください。済みません、小さくて申しわけございません。

各物件の占用料の単価は、物件の所在地の

地価に則したものとするために、市町村の地価に応じた所在区分ごとに定めているところでございますが、国が阿蘇郡西原村の所在区分を変更したため、県におきましても同様に、丙地から乙地への変更を行うものでございます。

次に、占用面積等の端数処理方法でございますが、同じく6ページの下の表の8をごらんください。

従来は算定方法は、占用物件の面積や長さについて、1平方メートルまたは1メートル未満の端数を切り上げて計算しておりましたが、国がより精緻に占用料を算定するために、0.01平方メートルまたは0.01メートル未満の端数を切り捨てて計算するよう変更しましたので、県におきましても変更を行うものでございます。

なお、今回の改正により占用料の額が大きく上昇する物件につきましては、国の対応と同様に上限を前年の1.2倍とする経過措置を設け、占用者の負担軽減に努めております。

道路保全課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

議案第93号の熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明資料の53ページから57ページですが、内容につきましては、57ページの概要で説明させていただきます。

なお、参考資料として新旧対照表をお配りしておりますので、あわせてごらんください。

まず、2の制定改廃の必要性ですが、都市公園法施行令が一部改正されたことに伴い、関係規定を整備するとともに、先ほど道路保全課から説明がありました県の道路占用料の改定とあわせ、都市公園を占用する場合の使用料の額等を見直す必要があるというもので

ございます。

次に、3の内容について説明いたします。

まず、(1)でございますが、都市公園法施行令の一部改正に伴う建築基準の特例措置を講ずるものです。

特例措置の内容は、公募対象公園施設である建築物、例えば飲食店や売店等を公園内に設ける場合、条例で定める範囲内で、一定基準である100分の2を超えることができるとされたため、今回、条例改正で範囲を定めたものでございます。

条例で定める範囲につきましては、現時点で民間事業者から具体的な案件もなく、個々の都市公園ごとに設定するのは困難であることから、国に準拠する形で特例措置を講ずるものでございます。

次に、(2)でございますが、都市公園法施行令の一部改正に伴い、公園施設の建築面積の敷地面積に対する割合について、地域の実情に応じて、地方公共団体がみずから条例で定めることとされていることから、今回改正を行うものでございます。

次に、(3)でございますが、都市公園における電柱等の設置につきましては、園路沿いを占用させることとしており、単価は道路占用料をもとにして設定しているため、今回、道路占用料の改定に合わせて見直しを行うものでございます。

また、都市公園を占用するときの使用料に係る占用面積等の端数処理についても、道路保全課と同様、その方法を変更するものでございます。

なお、この条例の施行日につきましては、平成30年4月1日とし、経過措置については、道路保全課と同様、附則で定め、使用者の負担軽減に努めてまいります。

都市計画課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○丸尾河川課長 河川課でございます。

議案第94号熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、資料は59ページから60ページまでとなります。

内容につきましては、60ページの概要と別冊参考資料の新旧対象表にて説明させていただきます。

まず、資料の60ページの概要をごらんください。

1の条例の名称は、熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例でございます。

2の制定改廃の必要性は、河川法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があるということでございます。

3の内容は、まず、(1)流水もしくは土地の占用または土石等の採取をすることができる期間が複数年度にわたるときの流水占用料等の徴収の方法の原則を明記し、その上で、(2)流水もしくは土地の占用または土石等の採取をすることができる期間が複数年度にわたるときに、当該期間の流水占用料等を一括徴収することができる場合を定めるというものでございます。

本条例の施行日は、(4)にございますとおり、平成31年4月1日としております。これは、この新たに実施する一括徴収について、周知や準備を行うための期間を確保するためでございます。

次に、別冊参考資料の新旧対照表の15ページをごらんください。

下線を引いてある箇所が、今回改正する箇所となります。

改正後の熊本県流水占用料等徴収条例においては、第2条第3項本文に、流水の占用等を行うことができる期間が、許可等をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は毎年度当該年度分を徴収すること、同項ただし書きに、河川管理上支障がなく、かつ、流水の占用等の許可を受けようとする者の申し出があるとき

は、当該期間分の流水占用料等を一括して徴収することができることを定めております。

河川課の説明は以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○亀崎港湾課長 港湾課でございます。

第95号議案の熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料は61ページから66ページになりますが、内容につきまして、66ページの概要で御説明いたします。66ページをお願いいたします。

まず、2、制定改廃の必要性ですが、先ほど道路保全課から説明がありました県の道路占用料の見直しと合わせまして、臨港地区内の道路の使用料の額等を見直す必要があるというものでございます。

3、改正の内容といたしまして、管理港湾における臨港地区内の道路に工作物、物件または施設を設け、継続的に使用する場合は使用料の額を改定するもので、先ほどの道路保全課と同様のものがございます。

また、臨港地区内の道路における使用面積等の計算方法につきましても、同様にその方法を変更するものでございます。

施行日につきましては、根拠法である港湾法の中で、施行日の少なくとも30日前に公表しなければならないと規定されていることから、平成30年5月1日とし、同日以降の使用について適用することとしております。

港湾課は以上です。よろしく願いいたします。

○上妻建築課長 建築課でございます。

資料の67ページをお願いいたします。

議案第96号熊本県建築基準条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

右ページの概要により御説明いたします。

これは、都市緑地法が改正され、その一環としまして建築基準法が改正されたことに伴

い、関係規定を整備するものでございます。

今回、建築基準法の日影規制の対象地域に、新たに田園住居地域が追加されたことから、熊本県建築基準条例にも追加するものでございます。

なお、この条例の施行日につきましては、改正建築基準法の施行日に合わせて、平成30年4月1日としております。

建築課は以上です。よろしく申し上げます。

○淵上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○松村秀逸委員 46ページの住宅課の方にお尋ねいたします。

高齢者向けの賃貸住宅の関係で、サービス付き高齢者向け住宅供給促進事業というところがございます。この地震関連つきでこのサービスつき事業というのはどういう内容か、少し教えていただければと思います。

○小路永住宅課長 住宅課でございます。

サービス付き高齢者向け優良賃貸住宅については、高齢者の身体機能に対応し、生活支援サービスを備えた優良賃貸住宅を供給する民間事業者に、整備費の補助を行うものであります。

熊本地震関連につきましては、激甚災害の指定を受けた市町村の区域内について建設する場合に補助を行うということで、29年度は地震関連分20戸を要求しておりましたけれども、来年度は40戸ということで要望しております。

○松村秀逸委員 あわせて、住宅確保という、同じく住宅マスタープラン事業のところの住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進事業というの、あわせてもう一回そこも願

いします。

○小路永住宅課長 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進事業については、新たな住宅セーフティネット法が施行されまして、住宅の確保を必要とする人向けに、賃貸住宅の供給を促進するために、住宅の登録等を行うものでございます。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

○森浩二委員 部長の挨拶の中で、次代を担う力強い地域産業の創造とあって、人材確保と育成ということをおっしゃられました。監理課で建設産業総合支援事業というのがあると思いますけど、その中で一番下、建設産業若手人材確保緊急対策事業、これはどういうやつですか。

○藤本監理課長 監理課です。

これまで、建設産業のイメージアップ戦略ということで、幼児、小中学生、高校生とそれぞれのステージに応じて建設機械への試乗体験とかオープンキャンパス、高校生向けガイダンスなど、建設業に興味を持ってもらったり、就職先として建設産業を選ぶことに寄与する情報を提供してまいりました。

今回のこの建設産業若手人材確保緊急対策事業は、仮称ですけれども、熊本県建設企業魅力発見フェアと題したフェアを今考えております。このフェアは、県内の高校3年生とその保護者を対象としまして、建設産業の魅力をPRするとともに、県内の建設企業の具体的姿を知ってもらうことを目的に、個別企業、業界の説明ブースを設けまして、直接生徒と企業が話をする場を設定したいというふうに考えております。

これによりまして、県内建設企業を就職先として、より具体的にイメージをしてもらい、就職につなげたいということでござい

すので、フェアを開催するという事業でございます。

○森浩二委員 それはわかります。今地震関連で人材が足りない、いろんなことで育成する。ただ、高校生とかなんかは、一人前になるのに10年ぐらいかかるんですね。

この事業をやるとして、10年後に事業がこれだけあるか、企業が懸念するところはそこなんです。前にみたいに余りなくて、人材をとり過ぎたということ、やっとなんと育ててとり過ぎて仕事がないということになったらどうするのかというのが——今、だから不調とか不落が出てきていると思うんですよ。人材をなかなか入れられないというのはですね。そういう対策もしていかなといかぬとじゃかなと思うんですけど。

将来的には、部長の挨拶にあったように、最後のほうはあれですけど、どういうふうに関、現場としてはどういうふうにしたが一番いいのかと。人材を今入れても、10年後に育ったときに仕事が果たしてあるかどうかなんです。その辺はどう考えておられるか。

どっちでもいいですよ。

○藤本監理課長 今回の県内の建設産業の就業者の年齢構成をちょっと御紹介いたしますと、ちょっとデータは古いんですけども、24年で、熊本県の建設産業の55歳以上の方が39.5%という非常に高い率で、全国平均では33.4%なので、かなり高齢化が進んでおります。

一方で、29歳以下の方については、全国平均の建設業では11.1%に対して8.6%です。

やはり中長期的に見ても、建設産業の担い手として、ある程度、もちろん将来的には建設産業の投資額というのは、今の地震の状態から比べると、かなり減少すると思うんですけども、やはり地域の、例えば災害などの復旧の担い手として考えるためには、中長

期的に安定的に産業として成り立っていただくとこの必要がございますので、やはり震災前から若手の技術者が非常に足りないという状況が続いております。ですから、地震だけではなくて、その先の建設産業の振興とか維持ということを考えて、こういう事業に取り組んでおるとこの状況でございますので、地震があるからやるという面もあるんですけども、やはりその先を見据えた取り組みだと考えております。

○森浩二委員 はい、わかりました。やはり年々、昔は土木予算が減ってきていたんですけど、今回、今土木関係で言えば、復興の関係で忙しくなっていますけど、やはり今言われたように、将来を見据えてこうやってやっていくことは大事かなとは思いますが。少子化になって人材もだんだん減っていますので、みんな楽な仕事に行きたいなというのは、今そういう考えになっていますので、やはりこの取り組みをしっかりとやってほしいなと思います。もういいです。

○松村秀逸委員 関連でいいですか。今のこの高校生フェア等のところですが、インターシップとかはやらないんですか。

○藤本監理課長 現在インターシップは、既に既存の事業で行われておまして、各高校のほうに中学生が行くというオープンキャンパスみたいな制度を今やっております。

それから、例えば県についても、就職を控えた高校生、大学生については、インターシップという取り組みを現在も行っております。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○大平雄一委員 2点ほど。

まず18ページの都市計画課のほうなんですけれども、街路整備事業費のほうで、益城中央線、30億の予算を組んでありますけれども、これは用地取得の予算ということによろしいでしょうか。

○坂井都市計画課長 用地取得が主でございます。ある程度、用地が確保できたところについては、一部工事ができるように、工事の予算も一応含めております。それと設計等の委託費も含めたところの予算でございます。

○大平雄一委員 大体、今、パーセントでいうと、進捗具合というのはどれぐらいですか。

○坂井都市計画課長 用地取得につきましては、大体十数人の方から用地買収については契約をいただいたという状況で、あと建物調査とかについては相当進んでいる状況でございます。建物調査もある程度進んで、補償額がある程度算定できないと交渉ができませんので、今その準備をやっているという状況でございます。

○大平雄一委員 ありがとうございます。

それでは、次が住宅課のほうで、46ページですね。

災害公営住宅整備事業費ということで、市町村からの受託により整備をするということで、この整備、どこまで県の住宅課のほうで受け持たれるのか。土地の取得から建物まで全て、町が土地を用意して、例えば建物を県でとか、多分いろいろやり方があると思うんですけども、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○小路永住宅課長 県の受託事業につきましては、設計または建設ということになりました。基本的には、用地は市町村のほうで用意

していただいたところに、設計あるいは工事のほうを受託するという形になります。

○大平雄一委員 ありがとうございます。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○森浩二委員 ちょっと簡単なことですがけれども、河川課にちょっと。河川外来種緊急対策事業というのは、どこを見ればいいのか。

○丸尾河川課長 27ページの河川管理費の中に、右の説明欄にございますが、河川管理費用3億200万円余、この中に外来種対策の費用は含まれております。

○森浩二委員 そこで、ウォーターレタス等としてあつとですよ、こっちの説明書のほうにはですね。

玉名の唐人川でカヤツリグサが——聞いたんなはっですか。結構できて、ノリの被害になってきよつとですよ。去年少し取ってもらったんですけど、あれは根を取らんとですね。ただ、唐人川、ものすごい、歩いていけないような場所だもんだけですね。ものすごい費用かかると思うとですよ。その辺の対策、少しは入っておるのかな。

○丸尾河川課長 唐人川のカヤツリグサについては、地元から課題の提供を受けまして、昨年度、撤去方法について、少し、どういったやり方が適切かというのを現場で試験的にやらせていただいて、それを地元の土地改良区とかそういった関係者には御説明した上で、今現在、唐人川、尾田川の改修なんかも現場でやっております。そういったものと含めたり、あるいは維持修繕の中でそういった対応をやっていきたいというふうには聞いております。

○森浩二委員 ノリ業者も大変困っているから、なるべく取るような方向でお願いしておきます。

以上です。

○小路永住宅課長 済みません。先ほどの松村議員の御質問にありました住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進事業について、補足の説明をさせていただきます。

この事業は、新たな住宅セーフティーネット法に基づき、住宅の確保が必要な方、いわゆる高齢者でありますとか、障害者でありますとか、そういった方向けに賃貸住宅を供給する場合に、その住宅を登録し情報提供するというのが業務の内容なんですけど、来年度予算につきましては、その計画策定を行うことを予定しておりますので、訂正させていただきます。

○内野幸喜副委員長 済みません、私から2点。

まず1点目が、部長の総括説明の中にありましたけれども、2019年に本県で開催するラグビーワールドカップ、そして女子ハンドボール世界選手権大会を見据え、競技会場やその周辺アクセス道路等の沿道景観の改善を進めてまいりますと。これは都市計画課と道路保全課になるんですね。どんなことをやるのかというのを教えていただければなと思いますが。

○長井道路保全課長 道路保全課でございます。

まず、国際スポーツ大会を見据えたその沿道景観の対策はということにつきましては、28年度からやっておりますおもてなしグリーンプロジェクトで、まずは植栽帯の構造改善。要は、低木、樹木等をある程度減らして、地被類とかの構造を改善して、経費を落

として景観をよくしようというのが1つと、もう一つ、来年度で予算を拡充しました道路施設修繕費等で、道路際に土がたまって草が生えたりいたしますが、そういうところに泥が入らないようなシール材とか液材、アスファルトみたいな液材を張って、草が生えないようにするというのと、もう一つ、道路維持修繕の中で、のり面等に今生えております雑木、これらを撤去して景観をよくしようというふうに、三本立ての方法で道路保全課は考えております。

○坂井都市計画課長 都市計画課が行っておりますのは、スタジアムの現在背もたれがない座席でございますけれども、予算の範囲内ですけれども、背もたれがついている座席に取りかえる工事を今やっております。来年まで続く予定でございます。

○内野幸喜副委員長 済みません、今のその都市計画課のほうで、今はえがお健康スタジアム、あそこの座席は都市計画課のほうでやるということでもいいんですかね。

○坂井都市計画課長 工事自体は、うちのほうの予算で。

○内野幸喜副委員長 じゃあ、大型ビジョンなんかも都市計画課のほうでやるということですか。そこら辺のあれも、ちょっとよくわからないんですが。

○井手営繕課長 映像装置につきましては、国際スポーツ推進課からの施工依頼を受けて、営繕課のほうで工事を行います。

○内野幸喜副委員長 わかりました。済みません、それともう1点いいですか。

○淵上陽一委員長 どうぞ。

○内野幸喜副委員長 去年の9月のこの委員会だったかと思いますが、港湾課のほうに、クルーズ客船、これだけ来るわけですから、一回県としても実際にそのツアー等に参加して、そこでいろんな気づく点があると思うので、そういったものを生かしたらどうかという話をさせてもらったと思うんですが、その後実際にツアーに参加したというふうに聞いたもんですから、その辺の話をちょっと聞かせていただければなと思います。

○亀崎港湾課長 港湾課でございます。

実際に、私どもの港湾課職員2名が、先月2月8日から4泊5日で、上海から八代に来るクアンタムに乗って、地元のツアーも体験してまいりました。それぞれレポートの中では、上海のターミナルの受け入れ状況あるいは船の中、そして牛深から八代に入港した八代港の中での受け入れの状況、そしてバスツアーに乗ってきたということを通して、実際に体験しなければわからないことも多々あった、非常に有意義だったという報告を受けております。

その中で、やっぱり我々港を管理する立場の港湾課としては、印象的だったのが、上海はターミナルが非常にガラス張りでアーチを基調にした近代的な建物で、それから直接クルーズ船の5階のほうにボーディングブリッジで行けると、非常に円滑に行けるということで。

ところが、八代に入港する前は、牛深からの景観は非常にすばらしいと。それから八代港の岸壁は、やはりどうしても工業港の——八代港というのは、今貨物と囲まれた中で受け入れをしているということから、やっぱりちょっと無機質な印象を受けたということで、逆に言いますと、今、クルーズ拠点整備、2年後にやろうとしておりますので、早くこれはしっかりいいものをつくらなければ

ならないということで、我々も報告を受けて認識したところでございます。

また、そのほか、ツアーや船の中であったことも含めて、これまでわからなかったことや、こういうふうに生かしたらどうかということについては、関係課、国際課や関連する課にも共有して、今後生かしていきたいと思っております。

以上です。

○内野幸喜副委員長 その最後ですね、やっぱり港湾課だけの情報というんじゃなくて、関係する課と共有しながら、いろんな課題等の解決に向けて、今回のそのツアーに参加したことを生かしてほしいなと思います。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第45号、第50号から第52号まで、第57号及び第92号から第96号までについて一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第45号外9件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認めます。よって、議案第45号外9件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申し出が8件あっております。まず報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○吉良土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

報告事項1をお願いいたします。

これまでも御報告させていただいております熊本地震及び梅雨前線豪雨等に伴う災害復旧事業及び災害復旧関係事業の進捗状況でございます。

前回は9月末現在の状況でございましたけれども、今回は12月末現在の状況でございます。

また、今回は県事業の今後の見通しについても報告させていただきます。

なお、さきの吉田議員の一般質問では、県土木部及び農林水産部における進捗状況及び今後の見通しを答弁させていただいております。

それでは、まず、県、市町村を合わせた復旧・復興事業全体の進捗状況でございますけれども、資料1枚目の表の最下段、合計欄をごらんください。

12月末までに1,083億円を発注し、その発注率は57.7%で、前回報告の9月末に比べ約13.2ポイント上昇しております。

また、工事が竣工したものの割合であります完了率は約17.5%で、9月末に比べ約4.6ポイント上昇しております。

なお、全体工事費が、9月末に比べ約89億円ふえておりますけれども、これは表のすぐ下に2点理由を記載させていただいておりますけれども、主に治山激特事業の全体計画が固まったことを受け、追加記載となったこと

によるものでございます。

裏面をお願いいたします。

裏面は参考資料でございまして、上のグラフは、災害復旧事業等の昨年3月末以降の発注率と完了率の推移でございます。

下の表は、災害復旧事業の件数ベースでの取りまとめでございます。

次に、資料の2枚目をお願いいたします。

こちらは、土木部及び農林水産部における災害復旧事業及び災害復旧関係事業の今後の見通しとして、今年度末及び次年度末の状況を取りまとめたものでございます。

表の最下段の欄をごらんください。

大切畑ダムを除いた土木部と農林水産部を合わせた見通しでございますけれども、全体工事費約961億円のうち、本年度末までに668億円を発注し、発注率約70%、完了率約20%になる見込みでございます。そして、来年度末に向けては、発注率約91%、完了率約84%を目指して取り組んでいくこととしております。

報告は以上でございますが、引き続き進捗管理に努め、復旧・復興工事の早期完了に取り組んでまいります。

以上、報告事項1を終わります。よろしくをお願いいたします。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

報告事項2をお願いします。

益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業について御報告します。

3月5日に開催されました益城町都市計画審議会において、益城町木山地区における土地地区画整理事業の都市計画案が原案のとおり全会一致で可決され、3月8日に町により都市計画決定されました。今後、3月16日に、県と益城町で被災市街地復興特別措置法に基づく県町協定を締結し、県で事業を進めてまいります。

今後のスケジュールとしましては、3月16日の協定締結以降、益城町が負担すべき金額の確定の手続きをし、用地先行取得に着手することを予定しております。

また、平成30年秋ごろ、土地区画整理事業の施行区域、設計の概要、事業施行期間、資金計画を定めた事業計画の国土交通大臣の認可を目指してまいります。

下の点線囲みに参考1として、都市計画決定の内容と町都市計画審議会における附帯意見の内容を示しております。

参考2につきましては、現在、県と町で進めています個別訪問及びアンケート調査結果を表示しております。3月2日までに地権者410名のうち403名の方々に個別訪問による説明を行い、アンケート調査も370名の方から回答をいただきました。

アンケート調査結果ですが、土地区画整理事業を理解できたかの問いに対し、理解できた、どちらかという理解できたと回答された方々が約96%でございました。また、土地区画整理事業を進めることに賛成ですか、反対ですかの問いに対し、賛成またはどちらかという賛成と回答された方々は85%でございました。

県としましては、県議会の御理解と御支援を得ながら、今後も益城町と町議会と一体となって、復興にしっかり取り組んでまいります。

続きまして、報告3をお願いいたします。

JR鹿兒島本線等連続立体交差事業につきまして、3月17日に全線高架完了するという大きな動きがございますので、御報告いたします。

本事業は平成14年に国の事業認可を取得し事業を進めており、既に平成27年には一部区間の高架切りかえを実施しました。また、本年1月4日に知事定例記者会見で公表しましたとおり、3月17日に残る区間の高架切りかえを実施し、これにより事業区間の全ての踏

み切りが除却されることとなります。

高架切りかえ後には熊本駅舎の整備を行い、平成30年度に事業完了の見込みです。なお、高架切りかえ日である3月17日には、熊本駅構内において出発式及び記念式典を開催いたします。

事業概要につきまして、御説明させていただきます。

本事業は、鹿兒島本線約6キロメートル、豊肥本線約1キロメートルを連続して高架化するものであり、高架化により15カ所の踏み切りを除却します。本事業は平成13年度から事業着手し、平成30年度に事業完了の見込みです。

全体事業費につきましては、事業完了の見込みが立ったことから、全体事業費の精算に着手し、その結果、労務費、資材単価の上昇などから約626億円となりました。

進捗状況及び今後の取り組みにつきましては、資料を御確認いただければと思います。

本事業の実施により、熊本駅を中心とする地域においては、交通の円滑化や都市機能の集積が図られ、熊本の陸の玄関口として魅力の向上とにぎわいが創設されることとなります。

報告事項は以上でございます。

○丸尾河川課長 河川課でございます。

報告事項4をお願いいたします。

球磨川治水対策協議会について、御報告いたします。

球磨川の治水につきましては、平成27年2月に終了したダムによらない治水を検討する場での共通認識に基づき、同年3月から球磨川治水対策協議会を開催し、中期的に必要な治水安全度を確保するための対策について、国、県、流域市町村で検討を行っており、今年度までに協議会を8回、整備局長、知事、市町村長会議を2回開催しております。

本日は、ことし2月に開催しました第8回

協議会の概要について御報告いたします。

会議の概要は、1つ目の枠内に記載しておりますが、治水対策の組み合わせ案の検討方針及び検討する場で積み上げた対策の進捗状況について、意見交換を行いました。

今後、流域市町村と認識を共有した検討方針に基づき、複数の対策の組み合わせ案について、検討を行っていくこととしました。

会議中に発言された市町村の主な意見は、次の枠内に記載しておりますが、五木村からは、組み合わせ案の作成にどれくらいの時間がかかるのかとの意見に対し、国からは、できるだけ早く作成していきたいとの回答がありました。

また、人吉市からは、人吉橋下流左岸の築堤について、工事着工への感謝の意見がありました。

今後の進め方は、最下段に記載していますが、国、県の事務局で優位と思われる複数の治水対策の組み合わせ案及び安全度や概算事業費など課題整理の軸ごとの評価案を立案した上で、協議会における議論を踏まえ、適宜、追加修正をして総合的な評価を行っていく予定としております。

説明は以上でございます。よろしく御報告いたします。

○松永砂防課長 砂防課でございます。

報告事項5をお願いします。

阿蘇山直轄砂防事業の「新規事業採択時評価」について御報告します。

阿蘇山直轄砂防の事業化に向けた手続となる新規事業採択時評価において、学識経験者等から構成される砂防事業評価委員会が3月6日に開催され、全会一致で阿蘇山直轄砂防事業について、平成30年度に予算化することが妥当であるとの意見が取りまとめられましたので、御報告いたします。

この意見を踏まえ、国土交通省で、新規事業採択時評価における対応方針が決定されま

す。

阿蘇山直轄砂防事業の事業概要につきましては、昨年12月の計画段階評価で示された全体事業費約150億に加え、今回、事業期間が平成30年度から平成39年度までの10年間の予定であることが示されました。

また、おおむね25施設程度の砂防堰堤が整備される予定となっております。

阿蘇山直轄砂防事業の事業化に向けたスケジュールにつきましては、新規事業採択時評価の完了後、平成30年度予算の成立により事業化が決定することになります。

裏面をお願いいたします。

3月6日の国の砂防事業評価委員会の資料です。

直轄砂防事業における主な施設整備予定地区として、4地区が黄色い色塗りで示されています。熊本地震等で斜面崩壊が発生した箇所を含んだ範囲となっております。

事業化後は、さらに国との連携を強くしながら、阿蘇地域の復旧、復興に向けた土砂災害対策の推進に取り組んでまいります。

次に、報告事項6をお願いいたします。

土砂災害警戒区域等の指定について、御報告します。

土砂災害警戒区域等の指定につきましては、これまで目標としてきました2万920カ所の指定について、3月末までに完了する見込みです。

一方で、熊本地震による地盤の緩み等の土砂災害リスクの高まりを踏まえ、これまで指定に取り組んできた箇所以外の指定要件に該当する箇所はあるか、県内全域の調査を行ったところ、新たに約6,000カ所が該当することが判明しました。

新たに判明したこれらの箇所について、平成30年度から基礎調査に着手し、早期に危険箇所を周知するため、まず平成30年度当初に危険箇所の位置を公表する予定です。

次に、31年度当初に、土砂災害の被害が想

定される区域を公表する予定です。その後、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーン、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンの範囲の決定及び指定手続を計画的に進め、平成35年度の指定完了を目標としております。

砂防課の報告は以上のとおりです。よろしくをお願いします。

○井手営繕課長 営繕課でございます。

報告事項7をお願いいたします。

東部支援学校(仮称)整備事業の進捗状況について、御報告いたします。

まず、事業概要でございますが、この事業の目的は、知的障害特別支援学校高等部への入学希望者が増加しているため、新たな特別支援学校を整備するものです。

開校は、平成31年4月を予定しており、学級数は、高等部普通科27学級、場所は、熊本市東区東町3丁目、熊本聾学校運動場北側でございます。

当初の工事スケジュールにつきましては、平成31年度の開校に向けて、平成30年3月から校舎工事に着手し、平成31年2月末に竣工する計画で工事を進めようとしていたところですが、建築本体工事におきまして不調、不落が現在続いている状況でございます。

その入札状況でございますが、3の表に記載のとおりでございます。これまで4回の入札を行いましたが、全て不調、不落となっております。

その主な不調、不落の原因につきましては、応札業者からヒアリングを行い、県の予定価格と業者側の積算に開きがある主な原因を分析した結果、1点目としては、主に躯体工事等において市場単価と実勢単価に乖離があるということ、2点目としては、工期が長期となるため、資材や労務費の変動が不透明であるということが考えられます。

5に今後の対応を記載しておりますが、土

木部としての対応は、報告事項8で説明させていただきます。

報告事項7については以上でございます。

続きまして、報告事項8をお願いいたします。

建築関連工事の円滑な施工に向けた取り組みについて、御報告させていただきます。

まず、1の建築関係の民間・公共の投資状況でございますが、現在の建築関係の投資金額は、公共、民間とも前年同期のおおむね4割増で、全国と比べましても本県の増加ぶりが際立っている状況でございます。2の不調・不落の状況にもありますように、建築一式工事の不調、不落につきましては、AランクからCランクまで、各ランクとも5割前後の発生率となっております。

次に、3の建設労働者の需給動向でございますが、全ての職種で建設労働者の確保が困難またはやや困難で、3カ月後も状況は変わらず、職種によってはさらに悪化する見通しとなっております。

4の建築関係の主な資材単価の状況につきましても、鋼材などの4品目で上昇傾向が見られ、3カ月後の見通しでは、合板類など上昇する品目がさらに増加する見込みでございます。

熊本地震の発生以降、建築関連工事の不調、不落の対策としましては、さまざまな取り組みを行ってきており、資料右側6の円滑な施工に向けた取り組みの(1)に、積算関係あるいは入札制度に関しまして、これまでの主な取り組みを6点ほど記載しておりますが、資料左側の1から4までの状況と、報告事項7で説明しました東部支援学校の主な不調、不落の原因を踏まえた上で、今回、建築関連工事の円滑な施工に向け、さらなる取り組みを行うものでございます。

まず、1点目としまして、右下のほうにございますけれども、民間を含めた震災関連工事等の増加により、建設労働者が不足してお

ります。これに伴い作業効率が低下し、下請経費等が増加していると考えられますので、これを設計価格に適切に反映することといたしました。

2点目として、建築躯体工事につきましては、必要と認める場合は現場条件等を精査し、刊行物による市場単価にかえて見積単価を採用することといたしました。

3点目として、特に必要と認める場合は、地域外からの人材確保に要する費用について、これまでの労働者に加え、元請の技術者に係る共通費を設計変更で対応することといたしました。

なお、これらの取り組みにつきましては、平成30年3月1日から震災関連等事業に一定のめどが立つまでの間、適用することとしております。

報告事項は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○淵上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○大平雄一委員 報告事項2の要望というかお願いになるんですけども、3月5日の益城町の都計審で全会一致で可決をされたということで、8日に益城が都市計画を決定されております。

本来12月に否決をされたということで、地元の方々にとっては本当に不安な日々だったかと思います。

その中で、丁寧な戸別訪問をされて、96%の方が御理解されていると。その中で85%の方が賛成、どちらかという賛成ということで、本当に私も県の皆さん方の御尽力等、大変うれしく思っているところであります。

そういったアンケート結果を踏まえた上で、地元の住民の皆さんは一日でも早くこの事業を進めていただきたいというのが思いで

はないかと思えます。

そういった中で、私もお伺いすることによると、益城町の負担金額確定の手続が今後予定されているということでありましてけれども、この負担金は議決事項となっていると伺っております。3月16日に町との協定締結というところで、最終日ということである今会期には間に合わないということになると思えます。

私、地元の声としては、やはり早くしていただきたいという声が本当に多くありますので、この負担金の確定が県事業として施行に必要な手続となっているのであれば、知事専決も含めて進めていただければと思っているところであります。

○内野幸喜副委員長 質問として、通常のスケジュールでいけば、どうなるかというのをちょっとお聞かせいただければなと思います。通常のスケジュールを踏んだ場合、手続を踏んだ場合はどうなるのか。

○坂井都市計画課長 まず、都市計画決定されて、区画整理をする区域が決まります。予算につきましては、今国の予算は町に対して事業費をつけるという形になっております。で、特別措置法に基づいて本来は町がやらなければいけない区画整理けれども、被災を受けている市町村ですから、人的にも厳しい、予算的にも厳しいということであれば、県と町が協議した上で、県がかわって施行できるとなっておりますので、その手続が3月16日までになります。

それ以降、県が事業主体となっていきますので。その後、県事業として事業をやる場合は、町から負担金をある程度いただかないといけない。それについては議決事項ですから議会に諮らなければいけないということがございます。それを議決していただきまして、それをもって来年度への繰越事業として手続

をやって施行していくという形になります。

○内野幸喜副委員長 16日の議会でも間に合わないということですね。そのときに——締結が16日。

○宮部道路都市局長 ちょっと補足させてください。

通常だったら、12月だったら、次の議会に上程させていただくというのが今までやっていたんですが、だから今回でいきますと来年度6月議会、もしくは今回は臨時を開いていただいて、これを上程させていただくというような結果になると思います。そうなってくると、先ほど課長が申し上げたとおり、おかれていくということでございます。

（「できるだけ早く進めるということ」

「そういうことを検討していかないといけないですよ」「要望しておきます」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松村秀逸委員 ちょっとお尋ねだけ1つ。報告事項6の土砂災害警戒区域等の指定について、ちょっとお尋ねします。

新たに6,000カ所が該当するというところで、イエローゾーンまたはレッドゾーンに指定をされた場合、その後の、指定後の対応というのか、これを受けたところは、例えば、そこを移転しなければいけないとか、何かあるんでしょうか。ちょっと、そこら辺のことを教えてください。

○松永砂防課長 土砂災害警戒区域、イエローゾーン、そして土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンにつきましては、指定がされたからといって移転するという必要性はございません。

ただ、今県としまして、できるだけ危険な

箇所から移転をしていただきたいというような気持ちから、レッドゾーンにある家につきましては、移転を促進するための補助金を各戸に出しているところでございます。

今年につきましては、通常分において17戸の分、そして基金を活用させていただいた分について16戸の移転が確定しているところで

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入ります。

ここで、平成29年度建設常任委員会における取り組みの成果について御説明します。

12月の委員会でも御報告しましたが、この取り組みの成果は、今年度当委員会の審議の中で、委員から施策の推進に向けて提起されたさまざまな課題や要望等の中から、執行部の取り組みが具体的に進んでいる主な項目を取り上げ、この3月に県議会のホームページで公表するものです。

施策等の反映状況については、項目の選定等を御一任いただきましたので、内野副委員長及び執行部とで協議しまして、当委員会としましては、7項目の取り組みを上げた案を作成しました。もちろん、ここに記載の項目以外の提起された課題や要望等についても、現在、執行部で検討等を続けておられますが、ここに上げた7項目は委員と執行部との協議により施策の取り組みが進んだものなど、代表的なものを選定しております。

それでは、現在の執行部の取り組み状況の分も含めて、この案につきまして何か御意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 それでは、この案をホームページへ掲載したいと思いますが、掲載ま

で文言の修正等がありましたら委員長に一任いただけますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、その他に入りますが、委員から何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたします。

これをもちまして、第8回建設常任委員会を閉会いたします。

午前11時50分閉会

○淵上陽一委員長 なお、本年3月末をもって退職される方が、本日5名出席されておりますので、5名の方々から一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますので、委員の皆様よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 それでは、一言ずつで結構ですので、お願いいたします。まずは、手島部長から。

（土木部長～営繕課長の順に挨拶）

○淵上陽一委員長 御苦労さまでした。

本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶というよりも御礼を申し上げます。

まずは本当に、今最後の御挨拶をされました手島部長、また、5名の皆様方に、本当に県のために御尽力いただきましたことに、心から御礼を申し上げたいと思っております。

この1年間を振り返ってみますと、7名でスタートしました。どうなることかというふうな思いもしたわけでありませうけれども、1名減られた、大変委員の私たちも寂しい思いをしたわけでありませうけれども、執行部の皆さん方も少し残念な思いもされたんだろうというふうに思います。しかしながら、この1年間、内野副委員長を初め委員の皆様方には御協力をいただきながら委員会活動をスムー

ズにできました。本当にありがたく、心から御礼を申し上げたいというふうに思います。

県政の抱える重要な諸問題につきましては、終始熱心な御審議もいただき、本当にありがたいというふうな思いであります。

また、手島部長が先ほど言いましたように、丁寧な御説明また御答弁をいただいたわけでありまして、これからも県のために、退職された皆様方はもとよりでありますけれども、皆様方にも一日も早い復旧、復興のために今後とも頑張ってもらいたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、副委員長からも一言お願いします。

○内野幸喜副委員長 まずは、淵上委員長それから委員の先生方には、この1年間スムーズな委員会の運営に御協力いただきまして、ありがとうございました。

また、執行部の皆さん方も、我々の質問に対し丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

この建設常任委員会、区画整理事業であるとか住まいの再建であるとか、本当に熊本地震からの復旧、復興に向けて大きなテーマを議論した大事な委員会でした。想定してなかったいろんなケースも発生していますが、私はこの委員会の中での議論は着実に復旧、復興につながっていると思っています。まだまだこれから暫く時間はかかると思いますが、今後とも力強い復旧、復興に向けて皆さんの御協力をいただければと思います。

それから、部長を初め退職される5名の皆さん方は、これまで培ってこられた経験をさらに県政発展のために御協力いただければ、これほどうれしいことはございません。

皆さん方の第2のステージでのさらなる御活躍を祈念いたしまして、この1年間を終えさせていただきます。

1年間ありがとうございました。

○淵上陽一委員長 以上で終了いたします。
御苦労さまでした。

午前11時58分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
建設常任委員会委員長